

八女市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(平成31年1月23日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的に、ブロック塀等の撤去を行う者に対し、八女市ブロック塀等撤去費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、八女市補助金交付規則（昭和46年八女市規則第17号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造、組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造等）の塀（フェンスその他これらに類するものとの混用の場合を含む。）及び門柱をいう。
- (2) 道路 通学路、避難路その他の市長が災害時の安全や通行を確保する必要があると認める一般交通の用に供する道をいう。
- (3) 所有者等 ブロック塀等の所有者又は管理者（国、地方公共団体及び都市再生機構等の公的事業主体を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる者は、ブロック塀等の撤去のための工事を行う所有者等であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 同一敷地において、この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- (2) 本人及び生計を一にする同一世帯の者について、本市の市税、国民健康保険税及び税外徴収金を滞納していないこと。
- (3) 八女市暴力団排除条例（平成22年八女市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有している者でないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、市内

にある次のいずれかの要件を満たすブロック塀等（道路に面し、高さが1メートル以上のものに限る。）の全て又は一部を撤去する工事とする。ただし、他の制度による補助金の交付を受けるものを除く。

(1) 診断カルテ（社団法人日本建築学会が別に定めるものをいう。以下同じ。）で40点未満のもの

(2) その他市長が災害時に安全上支障があると認めるもの

2 前項のうち一部を撤去する工事は、次の要件全てを満たすものとする。

(1) 事業完了後に診断カルテで70点以上となるもの

(2) 事業完了後に高さが1.2メートル以下となるもの

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路内に存しないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、1敷地当たり補助対象工事に要する経費の2分の1

（1,000円未満は切り捨てるものとする。）又は10万9,000円のいずれか低い額とする。

（事前協議）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次条に規定する交付申請の前に、市長と事前協議を行わなければならない。

（補助金の交付申請）

第7条 申請者は、補助対象工事に着手する前に、八女市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めた場合は補助金の交付を決定し、八女市ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが不適當である場合は、八女市ブロック塀等撤去費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による交付決定の通知において、必要があるときは補助金の交付について条件を付することができる。

4 申請者は、第1項の交付決定の通知を受けたのち、補助対象工事に着手しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに八女市ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による八女市ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届の提出があったときは、市長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(交付申請の内容の変更)

第10条 申請者は、第8条の規定による交付決定の通知を受けたのち、事情により交付申請の内容を変更するときは、速やかに八女市ブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前2条の規定は、前項の場合に準用する。

3 交付決定額の変更を伴わない軽微な変更が生じる場合は、速やかに八女市ブロック塀等撤去費補助金交付申請内容変更届(様式第6号)を市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の2月末日のいずれか早い日までに八女市ブロック塀等撤去費補助金完了実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、八女市ブロック塀等撤去費補助金額確定通知書(様式第8号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた申請者は、八女市ブロ

ック塀等撤去費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、八女市ブロック塀撤去費補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3） その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第12条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、八女市ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により申請書に対し通知しなければならない。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、八女市ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第11号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度及び平成32年度の補助金について適用する。